

介護老人保健施設通所リハビリテーション重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、通所リハビリテーション契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 事業所の概要

(1) 法人の名称

法人名 医療法人ガラシア会
代表者氏名 理事長 前田 万葉
法人所在地 大阪府箕面市粟生間谷西6丁目14番1号

(2) 事業所の名称

事業所名 介護老人保健施設ニューライフガラシア
開設年月日 平成10年5月1日
代表者氏名 施設長 阿曾沼 克弘
事業所所在地 大阪府箕面市粟生間谷西6丁目14番1号
連絡先 電話 072-729-2346 Fax 072-729-7951
介護保険指定番号 大阪府指定 2751480035

(3) 通所リハビリテーションの目的

通所リハビリテーションは、介護保険法令の趣旨に従って、要介護状態と認定された利用者が通所することにより、その有する能力の維持回復を図り、利用者が可能な限り自宅で、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(4) 当事業所の基本理念

私たちはキリストの慈しみの心にならい、一人ひとりのかけがえのない人格と生命を尊重し、介護を必要とするすべての人に最善を尽くします。

<基本方針>

- ・一人ひとりの声を聴き、利用者の望まれる在宅生活をめざします。
- ・利用者に寄り添う心を大切にし、療養生活が安全で楽しいものになるよう努めます。
- ・専門的知識と技術の向上に努め、多職種チームで質の高いケアを提供します。
- ・ご家族・地域から信頼される施設をめざし、健全な経営に努めます。

2 利用対象者

当事業所に通所できるのは、介護保険制度における要介護認定において、要介護状態と認定された方です。病院や施設を退院、退所後、自宅で生活されている方で、看護や医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他身の回りのお世話が必要な方が利用して頂けます。

3 通所定員

通所定員 35名

なお、この定員の中には介護予防通所リハビリテーションを利用される方も含まれます。

4 実施日及び実施時間

(1) 通所リハビリテーションの実施日は、次にあげる日以外の日とします。但し、施設管理者が特に必要があると認めるときには、これを変更し、休止することがあります。

- ① 日曜日
- ② 年末年始 12月30日～1月3日

(2) 通所リハビリテーションの実施時間は8時30分から17時10分です。但し、業務上施設管理者が、必要があると認めるときは、あらかじめこれを変更することがあります。

5 通常の事業の実施地域

通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域は、箕面市内及び豊中市・池田市・吹田市茨木市の箕面市に隣接する地域です。

6 事業所の職員体制

(1) 職員の配置

職 種	実配置 人数	基 準 人 員 数	主な職務内容
医 師	1	1	日常的な健康管理、診療
看護職員	1	4.0	通所リハビリテーション計画に基づく、看護及び日常生活の援助
介護職員	4以上		通所リハビリテーション計画に基づく、介護及び日常生活の援助
支援相談員	1.5	1	支援相談業務及び居宅介護支援事業所等や市町村との連携
理学・作業療法士	1以上	0.4	リハビリテーション実施計画書の作成、機能訓練の実施
管理栄養士	1	1	栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
事務職員	1以上		施設の運営全般の事務

* 上記の職員配置は介護老人保健施設通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを含んだ人数で、介護保険法の指定基準を遵守しています。

* 医師、管理栄養士、支援相談員、事務職員は介護老人保健施設サービスの業務を兼務しています。

(2) 主な職員の勤務体制

職 種	勤務時間	人数
医 師	月火水金 8時30分～17時10分 木土 8時30分～12時30分	1人
看護職員	月～土 9時30分～16時00分	1人
介護職員	月～金 8時30分～17時10分 土 8時30分～17時10分	4人 3人

理学・作業療法士	月～土 8時30分～17時10分	1人
管理栄養士	月～金 8時30分～17時10分	1人
支援相談員	月～金 8時30分～17時10分	1人

*標準的な時間帯における最低配置人数です。

7 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 通所リハビリテーションの内容

通所リハビリテーションは、現在の能力の維持回復を図り、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、利用者に関わる職員の協議によって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画に基づいて行われます。利用者の日常的な健康管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、栄養管理並びに日常生活上の必要な援助を行います。

① 食事

●利用者の病状、身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供しています。

●食事時間

昼食 12時00分～13時00分

② 入浴

一般浴槽と機械浴槽があります。

入浴は毎日実施しています。

③ 排泄

排泄の自立を援助するため、利用者の能力に応じた援助を行います。

④ 機能訓練

多職種協働によるリハビリテーション実施計画を作成し、利用者の心身状態に応じたリハビリテーションを行います。

⑤ 健康管理

医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥ 相談援助サービス

支援相談員が相談をお受けし、必要な援助を行います。

⑦ 送迎サービス

ご自宅から施設まで送迎をいたします。原則として送迎車には介護職員も同乗します。

⑧ その他のサービス

趣味のサークル活動やレクレーション行事を催し、楽しみのある日常生活が送れるように援助します。

(2) 利用料金

利用者及び代理人は、連帯して当事業所に対し、契約に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額をお支払いください。

(3) お支払い方法

毎月 10 日に、前月料金の合計額の請求書を発行しますので、翌月の 10 日までにお支払いください。お支払いいただきましたら領収書を発行いたします。
お支払い方法は、現金、口座振替の 2 方法があります。

①預金口座振替

自動払込利用申込書にご記入の上、当事業所の事務所に提出して下さい。毎月 27 日の振替となりますので、前日までに預金口座に入金しておいて下さい。

②現金での支払い

窓口での支払い時間

月～金 8時30分～17時00分

土 8時30分～12時30分

8 サービス利用中の医療と緊急時の対応について

利用者のサービス利用中の日常的な医療については介護老人保健施設の医師が担当することになっています。施設医師の医学的判断により、当事業所における通所リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

また、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

●協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしています。

①協力医療機関

名 称	ガラシア病院
診療科	内科・循環器内科・神経内科・外科・整形外科・ リハビリテーション科・麻酔科・精神科
住 所	箕面市粟生間谷西 6 丁目 14 番 1 号
電 話	072-729-2345

②協力歯科医療機関

名 称	黒木歯科医院
住 所	箕面市箕面 6 丁目 5 番 7 号
電 話	0120-489-648

9 契約の期間と終了について

(1) 契約期間

この契約の契約期間は契約締結の日から効力を有します。
但し、代理人に変更があった場合は、新たに契約を行うこととします。

(2) 利用者からの解除

利用者及び代理人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(3) 当事業所からの解除

当事業所は、利用者及び代理人に対し、以下の事項に該当する場合には、契約に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援認定において要支援と認定された場合
- ② 利用者が当事業所での通所リハビリテーションサービスを一年以上利用されない場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーションサービスの提供が困難と判断された場合
- ④ 利用者及び代理人が、契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

10 身体の拘束等

利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、通所者または他の通所者の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、家族の同意を得た上で、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、診療録に記録します。

11 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設長 阿曾沼克弘
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待を防止するために定期的に研修を実施します。

12 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。

また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。利用終了後も同様の扱いとします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所等との連絡
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否情報を行政に提供する場合等）

13 事故発生時の対応

サービスの提供等により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。

- ①施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ②当事業所は利用者の家族等、利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員に対して速やかに連絡します。

14 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは職員にご相談ください。
- 喫煙は敷地内全面禁煙です。
- 指定の場所以外で火気の使用はできません。
- 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
- 所持品・備品等の持ち込みは職員に届け出てください。
- 金銭・貴重品の管理は利用者又はご家族でお願いします。
- 施設内へのペットの持ち込みはできません。同伴者とともに訪問されるときには、事前にご相談下さい。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うことはできません。
- 他利用者に迷惑をかけないようお願いいたします。

17 損害賠償について

- ① 通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当事業所の責任により利用者に生じた損害については、当事業所は利用者に対して、損害を賠償いたします。
- ② 利用者の責任において当事業所が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して当事業所に対して、損害を賠償していただきます。

18 重要事項説明の年月日

年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

所在地	大阪府箕面市粟生間谷西6丁目14番1号
事業所名	介護老人保健施設ニューライフガラシア
代表者名	施設長 阿曾沼 克弘 印
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。その内容について、同意します。

利用者	住所 _____
	氏名 _____ 印
代理人	住所 _____
	氏名 _____ 印

<別紙 2>

個人情報の利用目的

当施設では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者様等への介護・医療サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内での利用目的〕

- 利用者様等に提供する介護・医療サービス
- 介護保険事務
- 利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
 - (ア) 入退所等の管理
 - (イ) 会計・経理事務
 - (ウ) サービス提供における事故等の報告
 - (エ) 介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を行う利用目的〕

- 当施設が利用者様等に提供する介護・医療サービスのうち
 - (ア) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - (イ) 他の医療機関等からの照会への回答
 - (ウ) 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - (エ) 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - (オ) 検体検査業務の委託その他の委託業務
 - (カ) ご家族様等への心身の状況説明
- 介護・医療保険事務のうち
 - (ア) 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - (イ) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

【上記以外の利用目的】

〔当施設内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - (ア) 介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
 - (イ) 施設内で行われる学生の実習への協力
 - (ウ) 施設内において行われる事例研究
 - (エ) 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
- 学会・学会誌等への発表
特定の利用者様・関係者様の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち、
 - (ア) 外部監査機関への情報提供